

令和7年度 第二回小田原市海面の利用調整に関する懇談会 議事録

日 時 令和8年1月26日(月) 15:30~16:30

場 所 小田原市公設水産地方卸売市場2階 会議室

出席者 別紙出席者一覧のとおり

(欠席 和田 博行氏、朝倉 義勝氏、加藤 秀一氏、渡邊 芳明氏)

【議 事】

議 題

(1) 前回の懇談会内容の振り返り

資料1「前回の懇談会内容の振り返り(概要)」により事務局(山田主任)から説明の後、質疑・意見等の確認が行われ、次の意見が出た。

海洋性レクリエーション関係者

- ・SUPの利用者の団体「一般社団法人 日本スタンドアップパドルボード協会」も周知すべき団体として入れると良いのではないか。
- ・全国的な大会等も行っている団体で、理事長とも面識があるので紹介可能。

(2) ルール・マナー啓発(案)(酒匂エリア)

資料2「ルール・マナー啓発(案)(酒匂エリア)」により事務局(山田主任)から次のとおり説明がなされた。

事務局

- ・小田原・早川地区用に作成した三つ折りのリーフレットをベースに資料を作成した。
 - ・表面作成のポイントは次のとおり。
 - 「海に出る前に」「海に出たら」「その他」の利用者の場面に分けて記載
 - 「暗い時間に海に出ない」は最重要事項として赤字で記載
 - 河口付近は離岸流があり、SUP等のエントリー失敗によりSUP等が流された事例もあるため、河口付近からのエントリーは控えるよう記載
 - 基本的事項になるがリーシュコードを着けてからエントリーする旨記載
 - 「海に出たら」で刺し網漁に加え、しらす漁に関する注意喚起を追加
 - 「その他」は小田原・早川地区のものと同様な記載
 - 罰則のあるルールについては小田原・早川地区と同様で、主に漁業法に関連したもの
-
- ・裏面作成のポイントは次のとおり

-海岸から約 1,200m に共同漁業権が設定されており、刺し網が入っている可能性が有ることを明示

-河口の離岸流に関する注意喚起も記載

・ルール・マナーの浸透には、インターネットも大事だが、現場での周知がやはり重要との声もこれまでの懇談会で聞かれた。

・看板を設置する必要があるかについても後ほどご意見頂きたい。

・資料3の「ホームページ掲載用しらす船曳網漁の説明（案）」はリーフレットにはスペースの関係上掲載が難しく、ホームページ上で理解を深める内容を追加してはどうか、といった前回の意見を基に作成したもの。

説明の後、次のとおり意見交換がなされた。

海洋性レクリエーション関係者

・「海に出る前に」で記載して欲しいのは2点

-できる限り視認性の良い服装を着用すること

-「天候をよく確認」と記載があるが、風速 5m 以上吹くと遭難の確率が高まると、協会の会議等で行われているため記載して欲しい。

海洋性レクリエーション関係者

・「ホームページ掲載用しらす船曳網漁の説明（案）」でしらす漁船にボールローラーが搭載されていることが分かるが、SUP やカヤックから見たときに外観が分かるが良い。

・「ホームページ掲載用しらす船曳網漁の説明（案）」で使われている画像ではしらす漁船にボールローラーが搭載されていることが分かるがそれはシラス漁船上から撮影したものであり、SUP やカヤックから見たときにしらす漁船だと認識できるように外観が分かる画像を追加して欲しい。

海洋性レクリエーション関係者

・前回の懇談会で聞いた話では、しらす漁船は一隻だが、他の漁船とあまり区別はつかないという話だった。

・例えば「しらす」と書かれた旗を掲げていただくことはお願いできないか。

・今回ご本人が欠席のため、他の漁業者にご意見伺いたい。

漁業関係者

・自身がしらす漁をやるわけではないため何とも言えないが、面倒だと言われればそれまで。

・安全のために掲げてくれと言えば対応してくれる可能性はあるのではないか。

海洋性レクリエーション関係者

・トロール漁等は漁労中に形象物(鼓(つづみ)形状)を掲げることが法律で決まっているが、レジャー利用者がその認識を持っているのかはわからない。

漁業関係者

・形象物は小さいため認識は難しい。

海洋性レクリエーション関係者

・「ホームページ掲載用しらす船曳網漁の説明(案)」で全長 180m 程の網を使い、直径数百 m の円を描いて大きく旋回する、とあるが、円の直径について具体的な数字が示せないのは、場合によってどのような動きをするかわからないからか。

事務局

・ご認識のとおり。ソナーで群れを探り、反応が出た場所によってはかなり大きく旋回することになる。状況によるため具体的な円の直径までは記載できない。

海洋性レクリエーション関係者

・目安としてどのくらい避ければよいのか分かるとよい。

事務局

・本人不在のため、目安の数字を示せるのか後日確認する。

漁業関係者

・しらす漁については SUP 等の速力では漁船を避けるのは難しいのが現状。

・ここで漁をしたいから退いてほしいと声かけをしたときに、速やかに移動してくれるような形になればよいと考える。

・しらす漁の場合、どこに群れが出るかわからないので、理解しあって対応できればよい。

事務局

・群れの反応が出ているのに網が入れられないと支障が出るということから、ホームページ掲載用の案にも「群れの反応が出た場所に、多くの船が浮かんでいると、操業ができないため、場所を空けてもらうようアナウンスをすることがあります」と記載した。

漁業関係者

- ・そういった文言で良いと思う。

海洋性レクリエーション関係者

- ・離岸流は河口だけの話だけではないような気がするが。

海洋性レクリエーション関係者

- ・酒匂川の河口は雨の影響で常に場所や離岸流の強さが変わる。
- ・河口に限らず離岸流は発生している。

海洋性レクリエーション関係者

- ・「河口付近は離岸流があるため」という記載が気になっていた。

海洋性レクリエーション関係者

- ・「河口付近は離岸流が特に強いため」といった記載でよいのではないか。

海洋性レクリエーション関係者

- ・資料2「小田原海面の利用マナーブック（酒匂地区）※素案」の裏面で、地図上にピクトグラムを載せるのではなく、「このエリアでは刺し網漁やしらす漁をやることもある」といった記載の方が良いのではないか。
- ・ピクトグラムのある地点だけで操業すると誤認識してしまうのではないか。

漁業関係者

- ・該当のしらす漁業者は早川から橘辺りまでが漁場となる。

行政関係者

- ・資料2「小田原海面の利用マナーブック（酒匂地区）※素案」の記載で議論してもらいたいのは、赤字で記載の「暗い時間に海に出るのはやめましょう」という表現において「暗い時間」の基準があいまいではないかと感じる。
- ・「日の出前は」といった記載をしている事例もあるが、どのような表現が良いのか議論していただきたい。

海洋性レクリエーション関係者

- ・小型船舶の検査証には「日の出から日没まで」という表現が使われている。

海洋性レクリエーション関係者

・日の出日の入りの時間は公表されているので、「日の出前はやめましょう」で良いのではないか。

事務局

・「日の出前はやめましょう」と記載することにしたい。

海洋性レクリエーション関係者

・先ほど漁業者の方が言われたように、お互いの声かけでトラブルは回避できるといった話があったが、そういったニュアンスの内容を記載したほうが良いのではないか。

海洋性レクリエーション関係者

・「その他」の欄の最後に「シーマンシップに則り、ルールやマナーを守り」といった表現があるが、例えばその冒頭に「お互い声かけをするなど」といった文言を追記してはどうか。

行政関係者

・県土木センターに確認したいが、看板を設置することになった場合、駐車スペース付近に設置可能なのか。

行政関係者

- ・場所にもよるが、許認可権者は京浜河川事務所（国土交通省）となる可能性がある。
- ・検討が進んだ際に相談いただければ。

漁業関係者

・看板の話が出たが、早川海岸には設置し、酒匂川河口にも設置の検討をするとのことだが、御幸の浜にも設置するような計画は無いのか。

行政関係者

・今のところは無い。

漁業関係者

・以前密漁禁止に関する看板があったが、波等で流されて無くなってしまった。そこに懇談会で定めたようなルール・マナー看板を付けられないのか。

・海上では赤と緑の航海灯だけを頼りに走るの、特に暗いうちは出ないように注意喚起はしていきたい。

行政関係者

・通常流されてしまうような場所は危険なため許可は出ないと思うが、以前の場所を確認しつつ相談していただければ。

海洋性レクリエーション関係者

・資料1「前回の懇談会内容の振り返り（概要）」振り返りの資料で、早川地区は進入禁止エリアに入る SUP 等が減少した、とあるがどういった周知を行ったのか。

事務局

・看板での周知、リーフレットの配布、市のホームページでの発信を中心に行った。
・その他、YouTube 上で周知をしてくれている SUP の利用者の効果もあると考える。
・早川海岸では全体的な SUP 等による釣り人が減少した一方で、酒匂海岸は増えているといった話も挙がっている。

行政関係者

・早川海岸にはダイビング事業者もあり、周知をしてくれている。
・小田原・早川地区の懇談会の際に決めた、認識旗の上に付けるマナー理解者が取り付ける黄色いリボンを活用する事でも、周知が図れると考える。

漁業関係者

・黄色いリボンを付けている人はあまり見ない。
・認識旗の色は決まっているのか。

海洋性レクリエーション関係者

・決まりはないが、この地域だと赤色の認識旗を付けている人が多い。

漁業関係者

・寒い時期でも SUP で釣りをしている人がいることに驚く。
・2～3日に一回くらいは刺し網に仕掛けが掛かってくるため、海上で浮きの沖側は網が入っていることを注意喚起している。
・かなり沖まで行っている人もいる。

海洋性レクリエーション関係者

- ・そういった人は深海の高級魚を狙っているようだ。

事務局

- ・先ほど、5m 以上風が吹くと遭難の確率が高まるといった話が出たが、前回の懇談会では、具体的な風速を記載しての注意喚起は、地域の特性によっても安全・危険な度合いも異なるため、記載すべきではないという意見もあり、記載しない事とした流れと認識している。
- ・風速 3 m なので出航したら事故が起こった際に責任問題に発展することもあるのではないか。
- ・あるいは守るべき事項として書くのではなく、一般的に風速何メートル以上だと遭難の期間が高まる事を記載するなど、ご意見いただければ。

海洋性レクリエーション関係者

- ・風だけが安全を左右する事項ではないため、「天候をよく確認」という文言で十分だと考える。
- ・揚げ足を取るような事を言われる可能性もある。

海洋性レクリエーション関係者

- ・風速についてはあくまで平均値なため、5 m の予報でも瞬間的には 8 m 吹いていることもある。
- ・何メートルならやめましょう、といった記載はすべきではない。
- ・書くのであれば、一般的に 5 m 以上風が吹くと危険と言われている、といった書き方ではないか。

海洋性レクリエーション関係者

- ・風速 5 m 以上の場合出るのを控えるようにしましょう、風速がそれ以下でも危険な場合があります、など目安となる数字は記載したい。

海洋性レクリエーション関係者

- ・風に着目しすぎると、潮が川のように速い時もある。
- ・あくまで自己責任だと考えるが、何かあったときにクレーム先となりうるのが役所になると思うがどう考えるか。

行政関係者

- ・行政的には具体的な数字は出たくないというのが本音。
- ・国やどこかの機関で検証された根拠がある数字であれば出せると思うがそうではない。
- ・事前に天候をよく確認する、急変に注意する、といったことも書かれているのでそれで十分ではないかと考える。
- ・決めるのは海に出ている皆さんなので、記載する必要があるれば記載する。

漁業関係者

- ・具体的な数字は記載しないのが無難だ。

事務局

- ・県内他市町の海・浜ルールを見る限り具体的な数字は記載されていない。
- ・一旦は具体的な数字は記載しないことし、改めて記載が必要であればその理由と共に意見を収集したい。

事務局

- ・本日の意見を反映させた各資料案を事務局で作成する。
- ・その他意見があれば2月中に頂ければ反映を検討する。

(3) 今後のスケジュール

資料3「今後のスケジュール」により事務局（山田主任）から説明がなされ、特段の意見や質問は無かった。

(閉会)